

平成 19 年 7 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 ダヴィンチ・アドバイザーズ  
代表者名 代表取締役社長 金子 修  
(コード 4314 大証ヘラクレス)

## 自己株式の処分に関するお知らせ

平成 19 年 7 月 12 日開催の当社取締役会において、自己株式の処分を行うことを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1 自己株式の処分を行う目的

当社の中核的業務である不動産投資顧問事業について、今後積極的に海外展開を行うための業務拡大の一環として、オーストラリアにて不動産ファンド事業を展開する Quantum Group Holdings Pty Ltd. 社（以下「Quantum」といいます。）の普通株式（以下「Quantum 株式」といいます。）を取得します。当該株取引において、Quantum 株式取得の対価の一部として、下記 2（4）記載の譲渡人（以下「譲渡人」といいます。）に対し、当社普通株式を譲渡することを目的として、当社自己株式を処分いたします。

#### 2 自己株式の処分の内容

- (1) 株式の種類 普通株式  
(2) 株式の総数 9,611 株。但し、以下の算式により求められる株式数とする。

$1,633.94 \text{ 百万円} (15.6 \text{ 百万オーストラリアドル} \times \text{平成 19 年 7 月 11 日為替レート}) \div 170,000 \text{ 円}$

※170,000 円＝平成 19 年 1 月 4 日から 6 月末日までの取引日平均価格の加重平均値に一定のプレミアムを加味した価格。

- (3) 処分価格及び総額 15.6 百万オーストラリアドル

当社は、譲渡人から Quantum 株式 534,177 株を取得する対価である 20,428,619.23 オーストラリアドルについて、4,828,619.23 オーストラリアドルを現金で支払い、残額 15.6 百万オーストラリアドルを、譲渡人に対し当社普通株式 9,611 株を交付する方法で支払います。

但し、当社の普通株式の市場価格の変動に伴う調整として、以下の①及び②に記載する取扱

いを致します。

- ① 当社普通株式の、大阪証券取引所における取締役会開催日の直前の取引日の取引終値（以下「本件取締役会開催日直前終値」といいます。）が 170,000 円未満の場合には、当社は、取引実行日に、譲渡人に対し、以下の算式により求められる A の値の金額を支払います。

$$A=1/3 \times 9,611 \text{ 株} \times (170,000 \text{ 円} - \text{取締役会開催日直前終値})$$

- ② 当社普通株式の、大阪証券取引所における平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日までの期間の取引日平均価格の加重平均値として第三者機関が合理的に算定した価格（以下「対象期間加重平均値」といいます。）が 170,000 円未満の場合には、当社は、平成 20 年 7 月 1 日に、譲渡人に対して、以下 B の算式により求められる金額を支払います。

$$B=2/3 \times 9,611 \text{ 株} \times (170,000 \text{ 円} - \text{対象期間加重平均値})$$

但し、対象期間加重平均値が取締役会開催日直前終値を下回った場合には、以下 C の算式により求められる金額を支払います。

$$C=2/3 \times 9,611 \text{ 株} \times (170,000 \text{ 円} - \text{本件取締役会開催日直前終値})$$

- (4) 株式の処分先 Rachael Louise Gribble 氏（住所:Pibrac Avenue, Warrawee, NSW 2074, Australia)

- (5) 日程

平成 19 年 7 月 12 日：自己株式の処分に関する取締役会決議

平成 19 年 7 月 27 日：9,611 株の当社普通株式及び現金 4,828,619.23 オーストラリアドルと引き換えに、Quantum 株式 534,177 株を取得

- (6) 今回の処分後の自己株式数 20,433 株

- (7) 処分株式と引換えに給付する金銭以外の財産の給付期日

平成 19 年 7 月 27 日

以上